



ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811
熊本県熊本市中央区本荘
6丁目8-7
TEL. 096(375)4340
FAX. 096(375)4341

紫陽花と葵

6月

(水無月) JUNE

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	3	17
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

6月の税務と労務

- | | | |
|-------------------------------------|-------|------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付 | 6月11日 | 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知 | 6月15日 | 市町村の条例で定める日 |
| 国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) | 7月2日 | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 |
| 国 税／10月決算法人の中間申告 | 7月2日 | 支払後5日以内 |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) | 7月2日 | 労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出) |

ワンポイント 民泊新法の施行

一般住宅に有料で旅行者等を泊める「民泊」の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法が6月から施行され、都道府県知事等に届け出た家主は、年間180日(泊)を上限に民泊営業が可能となります。なお、一般的に個人が民泊により得た所得は、単なる不動産賃貸とは異なり、不動産所得ではなく雑所得となります。

人生一〇〇年時代

人生一〇〇年時代と今後はなつていくと言われています。それに合ったビジネスにはどのようなものがあるのか、また生活はどうのうに変化するのか教えてください。——今まで定年六〇歳が多く企業で採用されてきましたが、人生一〇〇年時代となり、定年後の生活が長くなることから定年を七〇歳から七五歳にもつていくことも検討しましよう。

また、高齢の人が多くなりますので、出身企業の者でO BやO Gを中心となつて企業を興すことも考えられます。

一九六三年は一〇〇歳以上が全国で一五三人。それがいまや六七、〇〇〇人、二〇五〇年には七〇〇、〇〇〇人になると予想されています。(一〇〇歳以上の人口推移・推計表参照)

このようなかで新事業としては、医療関連の事業についての動きが注目されます。

○喉に特化した医薬品
やはり高齢者が増加することでも医薬品の増加が考えられます。その場合も直接的な医薬品よりも選択と集中戦略で喉に関する前に抑えることなどが特に必要です。

R社の製品などは水なしで服用でき粉末製薬が喉の粘膜に直接作用し副作用が少ない安心・安全であることが喉の症状の出始めや予防医療に最適となつてきます。

○医療機器にチャレンジ
高齢化において医療機器の動向も見逃せません。

強いY電機では、ロボット技術を活かしたりハビリ装置の開発を一九九〇年代から行っていますが、「早すぎる」「市場性がない」との理由から事業は中断していました。しかし、ここにきて自社のメカトロニクス技術を医療・福祉分野に応用することで人間の能力を補強し、生活の質を高める方向へ転換しています。

このリハビリ装置の主な市場は中国となっています。これは規制が強い日本よりマーケットとして成長が早いと判断したからです。

このリハビリ装置は、脳血管障害のリハビリを目的に開発された装置で発症する患者の七〇%が六五歳以上の高齢者と言われており潜在者が二〇〇万人ともいわれています。

期待されています。

○「アブリ」を処方、新時代の医療へ

これまで病気は薬や手術で治療してきましたが将来、医師から「アブリ」を使つて治療します。

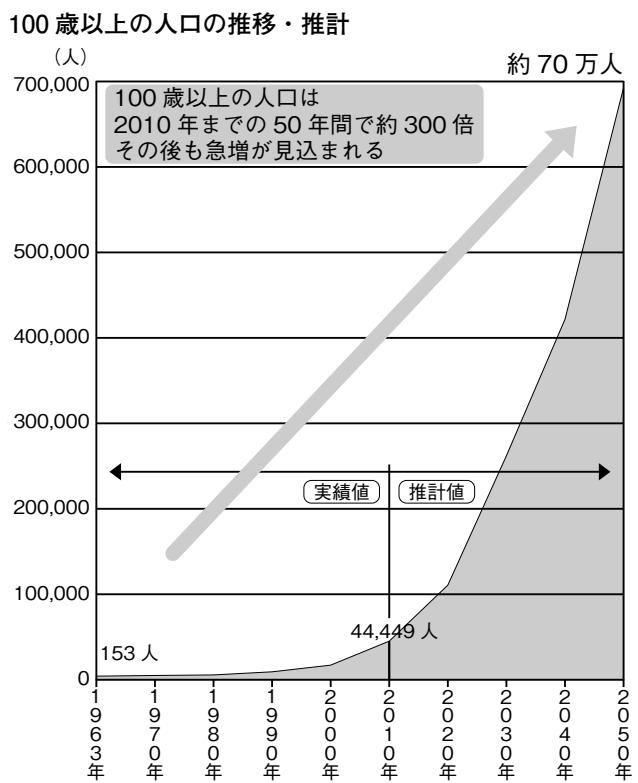
二〇一四年に薬事法が薬機法に改正され、ソフトウェア単体も医療機器プログラムとして医療機器とみなされるようになります。

一方、介護保険料の収入は減少はじめますから効率的な介護予防や要介護度の進行をできるだけ遅らせる手段が必要です。このような状況下、リハビリ装置の市場性があるとY社は判断しました。

リハビリは患者の自立を支援するだけでなく、介護費の削減と重労働の減少を目指しています。

今後この装置を病院だけでなく理学療養士のいる高齢者施設にも拡大していく予定です。

一方、介護保険料の収入は減少はじめますから効率的な介護予防や要介護度の進行をできるだけ遅らせる手段が必要です。このような状況下、リハビリ装置の市場性があるとY社は判断しました。



出典：住民基本台帳による都道府県からの報告
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」

精神疾患などの治療に適しています。手術後のがん患者をアプリでケアし、合併症の早期発見などにも役立ちます。

治療アプリは、副作用が少なく、医療課題解決にも繋がります。薬や医療機器に比べコストがかからず医療費の削減にも繋がります。

また最先端の医療知見をアプ

○スマートホスピタル市場が拡大

りであらゆる地域に届けられ医療の地域格差の是正にも貢献します。

このような条件を満たす製品用意できればＩｏＴ企業やソフト企業は、スマートホスピタルの枠組みに参加し、そのエコシステムを構築できます。また、最近、米国で提案されているのが医療機器・装置などのリスクシェアリングです。

高齢化の中で皆保険を維持しなければならない日本の社会にとっては、必要性が高いといえます。というのは、現在の医療システムで維持できるかどうかが疑問視されているからです。このためには、病院のパフォーマンスと運営効率の両方を改善するために分析が必要となりますが、

になり、様々な技術を組み合わせてよりよい治療と効率的な経営が両立できる方向にあります。スマートホスピタルを実現するうえで必要なものが、新規のヘルスケアＩｏＴビジネスとして有望になります。

スマートホスピタルでは、病院内外の様々な機器やセンサー、患者のウェアラブルデバイスとが相互に連携し、他社の機器とも接続しやすい装置・ソフトウェアが必要になります。

そのため、IOT技術の進展に合わせ、医療制度や規制を変更していく必要があります。

医療保険外のヘルスケア IOTビジネスでは日本では、生活を補助する様々なロボットの屋内での活用が検討されています。そのようなロボットは、健 康に関する情報提供や服薬のチエック、高齢者の心の支えなどの機能を備えています。独居老人の行動を追跡して、離れた家族に知らせることなども可能です。また、自動車の運転手の健康状態をチエックし、安全に運転できる等、応用範囲は広いと言えます。

日本の健康保険制度は、高齢化に伴うコスト増加に直面しています。I.O.T.がより多くの高齢者や慢性疾患の患者の助けになれば健康寿命が延び、慢性疾患が適切に管理されれば重病化する人や入院する人が減り、治療費の削減に結び付きます。

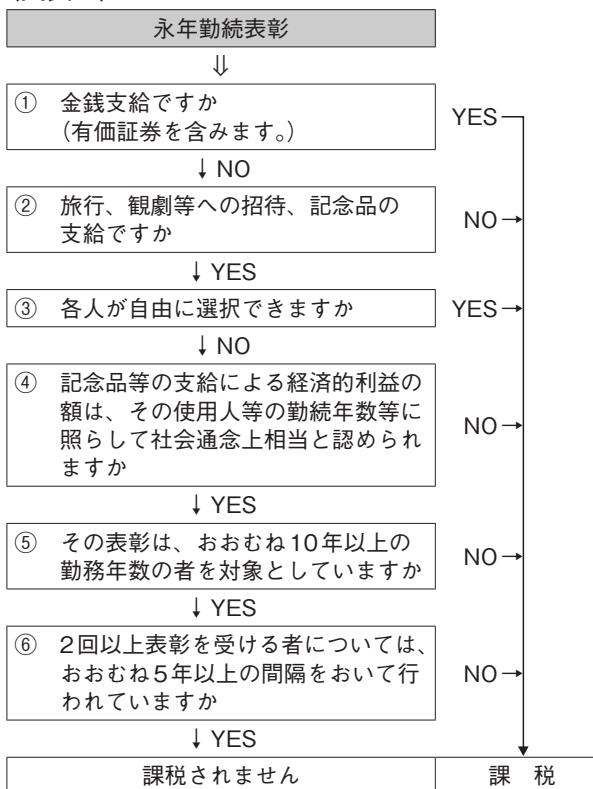
また、I.O.T.の応用範囲は広く、住宅モニタリングで転倒する人が減れば医療コストの削減になります。

経済的利益の 課否判断

会社が使用者や役員に何らかの経済的利益を与える場合に、その取扱いが現物給与に当たるか迷うことがあります。そこで、今回はよくあるケースをQ&Aも交えて整理してみます。

会社が永年勤続した役員又は使用者の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用者が受ける経済的利益については、一定の要件のもとに課税しなくて差し支えないものとされます（図表1）。

（図表1）



したのと同様であることから、原則として、給与等として課税されます。ただし、その旅行ギフト券を交付してから相当の期間内（おむね1年程度）に旅行をし旅行代金の精算を行い、その旅行の事実を確認できる書類を備えている場合など旅行に招待したものと実質的に変わりがない場合は、課税しないで差し支えないこととされています。

Q1

使用者のうち勤続二十年以上の永年勤続者に対しても課税されますか。
① 次のようないものを支給した場合、給与として課税されますか。
② 永年勤続者の中勤続二十年に達した者には二泊三日（十万円程度）、勤続二十五年に達した者には四泊五日（八万円程度）でいずれも夫婦での国内旅行をさせ、その費用を会社が旅行会社へ直接払った場合

A1

② 勤続二十五年の永年勤続者のうち、旅行に参加しない一ヵ月に、旅行の代りに三十五万円の絵画を支給した場合

①について、社会通念上相当なものと判断され、旅行の代りに三十五万円の絵画を支給したことから、課税しないで差し支えありません。
一方、②については、まず均一の表彰という観点から外れてしまい、勤続二十五年の永年勤続者が受ける四泊五日の招待旅行費用と比較しても相当多額であり、また、社会通念上相当な金額を超えるものと判断されますが、三十五万円全額が給与として源泉徴収の対象となります。



2. 創業記念品等

会社が役員又は使用人に對して創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品は、一定の要件に該当すれば、課税しなくて差し支えないものとされています（図表2）。

なお、図表2の⑤の処分見込価額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分

Q2 見込価額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額で行います。
ただし、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際し支給するものについては、給与等として課税されます。

会社が役員又は使用人に对自己的取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除く。）の値引販売をすることにより供与する経済的利益で図表3に示す要件を満たすものは、課税しなくて差し支えないものとされていきます。

なお、高額な商品、例えば不動産などについては、次の理由から值引販売の対象とはされません。

① 所得税法における課税されない経済的利益の取扱いは、少額不追及という考え方があるにあり、経済的利益が著し

3. 値引販売

引先にも記念品を贈るとどうなりますか。

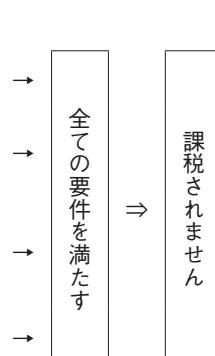
A₂ 会社の何周年記念等における記念品の費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとして取り扱われますが、社外でなく使用人等に対するものは原則として、給与として取り扱われます。

ただし、図表2で源泉所得税税が課税されない場合には、福利厚生費になります。

(図表3)

要件

- ① 販売価額が自社の取得価額以上であること
- ② 販売価額が通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること
- ③ 値引率が役員をはじめ全社員一律か、地位や勤続年数に応じた合理的な格差により定められていること
- ④ 家事使用程度の数量であること



(2) この高額となるものについては、この趣旨を逸脱することなく課税されないための要件に「家事使用程度の数量であること」とあるように、通常家事に使用される物を対象としており、不動産等はこの範囲から外れると認められること

派遣元・派遣先の法改正対応

平成二十七年九月三十日（以下「施行日」と表記）に、改正労働者派遣法が施行されました。

同一事業所における派遣可能期間の上限を三年とすることや届出制の派遣事業（改正前の「特定労働者派遣事業」に相当するもの）を施行日以降三年間に限り継続することができる経過措置等が定められており、三年を経過する本年九月三十日以降の対応に注意を要します。

一 派遣受入れ期間の制限
施行日以降に締結・更新された労働者派遣契約には、「事業所単位」と「個人単位」の二つの期間制限が適用されます。なお、次の労働者や業務は期間制限の対象外（三年を超えて派遣労働者を受け入れることができます）とされています。
・派遣元で無期雇用されている派遣労働者
・六十歳以上の派遣労働者
・終期が明確な有期プロジェクト業務

下「施行日」と表記）に、改正労働者派遣法が施行されました。同一事業所において派遣可能期間の上限を三年とすることや届出制の派遣事業（改正前の「特定労働者派遣事業」に相当するもの）を施行日以降三年間に限り継続することができる経過措置等が定められており、三年を経過する本年九月三十日以降の対応に注意を要します。

（一）事業所単位の期間制限
派遣先は、原則として、同一の事業所において派遣可能期間（三年）を超えて派遣労働者を受け入れることはできないとされています。

ただし、派遣先の事業所の過半数労働組合（過半数労働組合が存在しない場合は、派遣先事業所の過半数を代表する者）以下「過半数労働組合等」と表記）から意見を聴いた上で、三年を限度として派遣可能期間を延長することが認められています。（再延長するときは、改めて意見聴取の手続きが必要です）。

見聴取は、次の方法により行います。
① 期限
派遣可能期間が終了する「一か月前」までに、事業所の過半数労働組合等から意見を聴きます。

意見聴取をするにあたり、過半数労働組合等に対して書面による通知を行います。
通知の内容は「派遣可能期間を延長しようとする事業所」及び「延長しようとする期間」です。

あわせて、その事業所ごとの業務について、派遣受入れの開始時からその業務に従事した派遣労働者の数や派遣先の無期雇用労働者の数の推移など、意見を述べるにあたり参考となる資料を提供するものとされています。

③ 意見への対応

過半数労働組合等から異議の意見が述べられた場合、派遣先は、延長前の派遣可能期間が経過する前に、派遣可能期間の延長の理由と延長の期間、当該異議への対応方針を説明します。

（二）個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位（※）に対し派遣できる期間は、三年が限度となります。

※組織単位

いわゆる「課」や「グループ」などが該当し、業務としての類似性、関連性があるものや、組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するものを指す。
組織単位を変えること（例えば、他の課への異動）により、引き続き同一の派遣労働者を（三

意見聴取をするにあたり、過半数労働組合等に対して書面による通知を行います。
通知の内容は「派遣可能期間を延長しようとする事業所」及び「延長しようとする期間」です。

対応方針等を説明するにあたっては、意見を勘案して派遣労働者の受け入れについて再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければならぬとされています。

年を限度として）派遣することができますが、（一）において触れた「事業所単位」の派遣可能期間の延長措置が採られていることが前提となります。

二 届出制の廃止

施行日前は、労働者派遣事業の区分は届出制（特定労働者派遣）と許可制（一般労働者派遣）の二種類がありましたが、改正により、新たに許可基準に基づく「許可制のみ」となりました。

ただし、施行日に届出制の派遣事業を営んでいた事業主は、平成三十年九月二十九日まで、許可を得ることなく引き続き労働者派遣事業を営むことを可能とする経過措置が設けられています。

この経過措置が認められる期間はあとわずかとなり、平成三十年九月三十日以降も継続して労働者派遣事業を営むには、新たに許可申請をし、許可を得る必要があります。

（一）許可基準

許可基準の一部をご案内します。届出制のときは求められないなかつたもののため、注意を要します。

（二）許可申請手続き

申請をした後、許可される（派遺事業を実施することが可能となる）までには、おおむね二、三ヶ月を要します。

- ・基準資産額二千万円以上（※経過措置あり）

- ・事業所面積おおむね二十平方メートル以上
- ・派遣元責任者の選任（講習受講や雇用管理経験が必要）
- ・職務代行者の選任

- ・申請手数料（十二万円。二事業所以上の場合は、一事業所につき五万五千円加算）
- ・登録免許税九万円

- ※ 一つの事業所のみを有し、派遣労働者数が十人以下の場合は、当分の間、基準資産額を一千万円とする経過措置があります。

- なお、派遣労働者数五人以下の事業所を対象とした「基準資産額五百万円」の暫定措置は施行日以降三年間の措置とされ、平成三十年九月三十日以降は、原則通り二千万円（または労働者数十人以下であることにより一千円）の基準を満たす必要があります。

三 派遣労働者受入れ時の注意点

（一）無許可派遣の受け入れ禁止

施行日前から届出制（特定労働者派遣）の事業を行っていた派遣元で、平成三十年九月三十日以降、許可を受けていない（※）事業主から、派遣労働者を継続して受け入れることのないよう派遣先も注意を要します。

その申請について許可・不許可の処分がある日までの間は、引き続き改正前の特定労働者派遣に相当する事業から派遣労働者を受け入れることができます。

また、平成三十年九月の経過措置終了に向けて窓口が混雑し、通常以上の期間を要することも考えられます。

平成三十年九月三十日以降も継続して労働者派遣事業を営む場合は、早めに許可申請に必要な書類を揃え、派遣元責任者講習を受講するなどの準備を進めていきましょう。

許可申請の手続きや相談の窓口は、都道府県労働局です。

派遣許可を取得、または許可申請をしていない場合、派遣契約を継続できません。派遣先は、現在受け入れている派遣労働者を直接雇用する、新たな派遣元から派遣労働者を確保する等の対応をする必要が生じます。

（二）労働契約申込みみなし制度

派遣先が違法な労働者派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に對して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます（派遣先が違法派遣に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことに過失がなかつたときを除きます）。

今回取り上げた「派遣期間制限の違反」、「無許可事業主からの派遣受入れ」も違法派遣に該当し、労働契約申込みみなし制度の対象となるため注意を要します。

派遣元事業主の許可取得状況は、厚生労働省によりインターネット上に設けられた「人材サービス総合サイト」で確認することができます。

廃業・解散について

T社「全国休廃業・解散の動向調査2017年度」によると、休廃業・解散24,400件、倒産8,376件です。倒産のように債務超過で事業をやめるのに比べ、私的な理由でやめることに原因がある休廃業・解散が約3倍近くと多くなっています。

一方、日本政策金融公庫「中小企業の事業承継に関する調査」(2016年)の中で、廃業の理由(複数回答)を見ますと、1位「当初から自分の代かぎりでやめようと考えていた」(38.2%)、2位「事業の将来性がない」(27.9%)、3位「子どもに継ぐ意思がない」(12.8%)、の順となっています。

この調査では、残念ながら真実が見えてきません。例えば、何故子供が継がないのか分からぬし、事業当初から自分の代で事業をやめようとして商売を始めたとは思えません……。

改めて考えますと、事業に将来性がない

業種細分類別「休廃業・解散率」 (表)

事業名	休廃業・解散率(%)	件数
1 米穀小売	4.307	64
2 靴小売	3.853	44
3 罩製造小売	3.425	20
4 婦人・子供服小売	3.389	313
5 大工工事業	3.380	420
6 成人女子少女服製造	3.360	47
7 吊服・服地小売	3.322	108
8 食肉小売	3.310	56
9 バー・ナイトクラブ	3.288	22
10 運動・娯楽用品販賣	3.194	16

11菓子・パン類卸 12酒小売 13菓子小売
14代理商・仲立業 15左官工事業 16水産
練製品製造 17他の非営利団体 18金物小
売 19喫茶店 20豆腐・油揚製造

(T社出典「上位20業種」)

ので廢業・解散したのではないでしょうか。

A氏は、先進国の廃業率と比較し、我が国は“開業率”的低さこそ問題と指摘します。

課題解決には

仕事をやっている中で「課題解決に向かって一歩も進んでいない」「そもそもそのために何を考えたらいいのか分からぬ」ということは、よくあることです。

そして、やることなすことがピント外れだったり、何もしないままに時間が過ぎている…。

そうならないためにA氏は、少なくとも「何をもってゴールとするか」と「次の一手は何か」は明確にすることだ、と話します。

「何をもってゴールとするか」は仕事をする上で最重要事項です。目的にかなった形で、いつまでに何をアウトプットするのか。それが明確にならない限り前進はしません。例えば、結論の出ない会議、何を言いたいのか分からぬ報告書等に見られますが

もう一つの「次の一手」

これが明確になってスタートしない限り、一歩も前に進んでいないことになります。

諸説はあります、怒りのピクは、怒りを感じてから長くても六秒間だそうです。怒りを感じたとき、反射的に取引先に言い返してしまったことや、従業員に必要以上に強く怒ったことで後悔した人もいると思います。六秒間待てば、全ての怒りがなくなるわけではありませんが、この六秒間をやり過ごせれば、最悪の事態を避けることができます。

できたかも知れません。目の前の怒りから一旦意識をそらす、これを衝動のコントロールと呼んでいます。怒りを感じるとき、手をグーパーグーパーと動かし意識をそらすテクニックがあります。体を動かすことができない場合は、温度計をイメージして、「〇（ゼロ）」穏やかな状態、「十」を最大の怒りとして、怒りを感じたとき、数値をつける対処もあります。